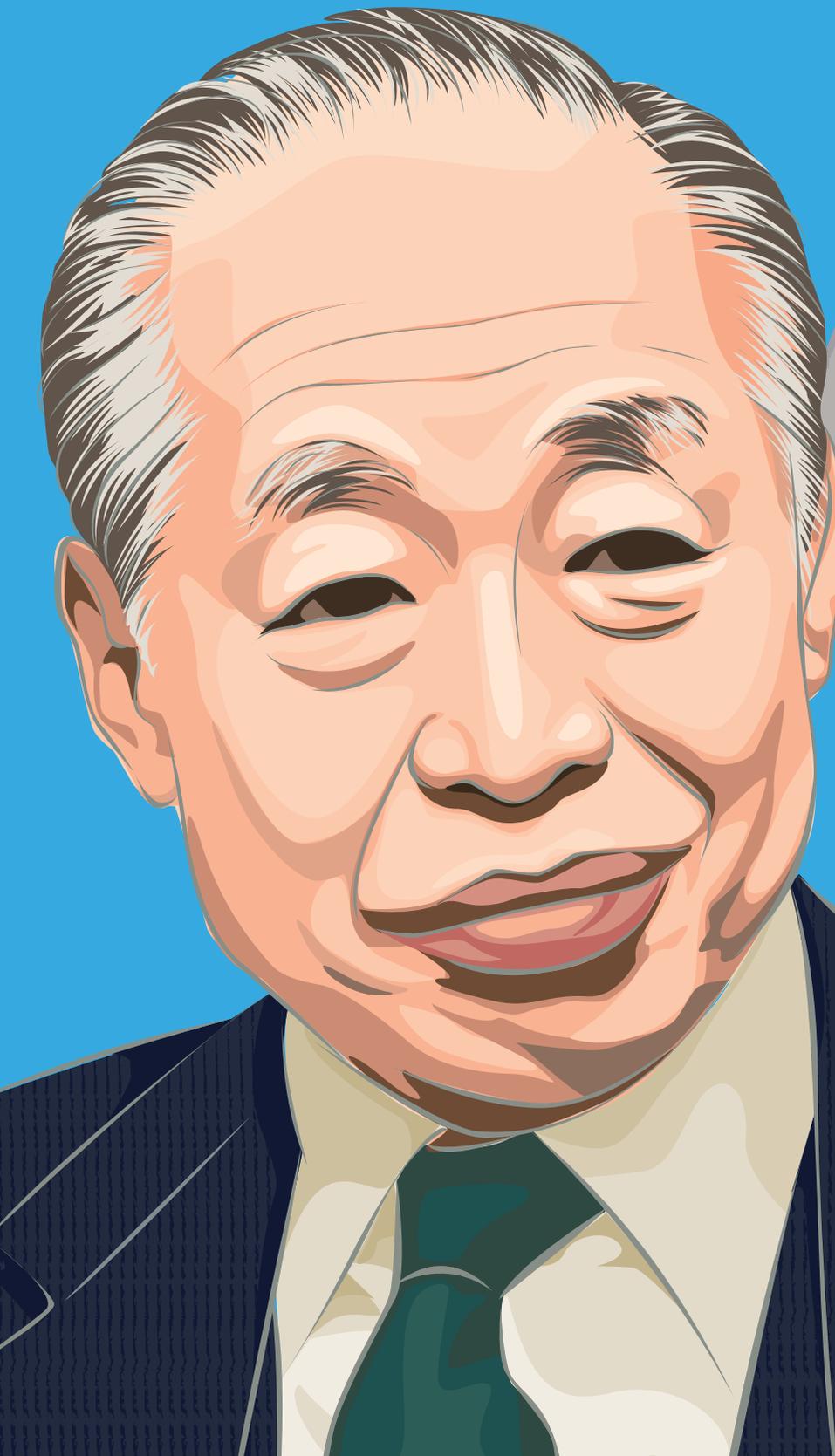


荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です。法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます。この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます。

荻窪法人会

OGIKUBOHOJINKAI No.172 FEBRUARY 2013

よき経営者をめざすものの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても、みんなの自覚をもって一人ひとつできることから



荻窪法人会 元広報委員長・経営評論家
厚田昌範
ATSUTA MASANORI



こちらのQRコードから荻窪法人会マーケットのモバイルクーポン券が取得できます。



OGIKUBO 荻窪法人会ホームページ www.ogikubohojinkai.jp

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約90万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 新春のごあいさつ

- ◎ 小竹良夫／社団法人荻窪法人会 会長
- ◎ 小幡吉昭／荻窪税務署 署長
- ◎ 井上 正／杉並都税事務所 所長
- ◎ 吉原敬三／東京税理士会 荻窪支部 支部長
- ◎ 田中 良／杉並区長

5 組織委員会 会員増強中間報告

6 8団体共催荻窪税務署 署長講演会「税の役割と税務署の仕事」

- ◎ 小幡吉昭／荻窪税務署 署長

8 「時代とともに仕事の方法が変わっても、税務の精神は一つ」 森 貞夫 荻窪税務署 副署長インタビュー

10 税制特別講演会のご報告

11 税を考える週間

- 中学生の税についての作文
- 杉並納税街頭キャンペーン
- 税に関する絵はがきコンクール
- 平成24年度 荻窪税務署 表彰状・感謝状受彰者

17 e-Tax研修会

18 荻窪法人会 厚生事業委員会 第26回健康セミナー

20 【連載】平成24年度 第30回 今話題の国民年金の後納制度

- ◎ 小林誉光／税制委員会 副委員長

22 [秋季] 各ブロックの研修会レポート

- 第1ブロック 「山梨県立リニア見学センター 見学&味覚ツアー」
- 第2ブロック 「気仙沼研修旅行」
- 第3ブロック 「アサヒビール神奈川工場⇒修善寺温泉「新井旅館」⇒中伊豆ワイナリー⇒海産物買物へ」
- 第4ブロック 「屋形船でスカイツリーを見ながらの研修会」

25 税務コーナー

27 ブロック・委員会・部会からの報告

- 第1ブロック・第3ブロック・第5ブロック
- 厚生事業委員会・組織委員会・社会貢献委員会
- 青年部会
- 女性部会

31 公益法人化記念講演のご案内



厚田昌範（あつたまさのり）元広報委員長・経営評論家

昭和3年生まれ。海軍兵学校(76期)を経て神戸大学経営学部を卒業。野村証券調査部から昭和40年野村総合研究所へ出向。証券業界で調査方法に初めてコンピュータを導入。東京都杉並区南荻窪に在住し、平成15年8月8日逝去。

厚田昌範氏は平成6年から平成11年まで当法人会の広報委員長として、広報誌やホームページの基礎を築き、その実績は東法連でも高く評価され広報誌は優秀賞を授与されています。一方、経営評論家としてもビジネスマンと経営者の経験を生かし鋭い語り口と、反面温かみのある評論を新聞、雑誌、書籍で発表され多くの読者を魅了しました。このような厚田氏の社団法人荻窪法人会広報委員会での業績を記念して、「厚田記念ライブラリー」を開設しています。

新春のごあいさつ

荻窪法人会会長
小竹良夫



平成25年5月27日の総会を経て 公益社団法人荻窪法人会として 新たなスタート

新年明けましておめでとうございます。

社団法人荻窪法人会の会員の皆様には健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年度は12月の総選挙の結果、政権の交代が行われました。

安倍自民党新政権に対する期待感から、景気回復の機運も少し感じられます。

我々法人会の経営者にとりましては、新政権が日本の事業所数、就業者数の90%以上を占める中小企業の事業の継続・発展に資する諸施策を実行される事を強く期待するところです。

昨年の荻窪法人会は、計画された事業・予算を確実に実行・執行することができました。これは会員各位の法人会に対するご理解と参加

意識の高さ、そして役員の皆様のご運営に対するご尽力の賜であると改めて御礼申し上げます。

また昨年度の懸案でありました公益法人の認定も12月25日に行われ、した都の公益認定審議会から認定の基準に適合するとの認可を受けることが出来ました。これにより社団法人荻窪法人会は平成25年5月27日の総会を経て公益社団法人荻窪法人会として新たなスタートをいたします。会の主目的である納税協力団体としての立場は変わりませんが、公益性の高い社会貢献活動も行う経済団体として、地域の皆様にご認知される会として今後、ますます発展していくであろうと推察いたします。

結びに皆様のご健勝とご事業の発展を祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎えるに当たり、社団法人荻窪法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。平成元年に消費税法が施行され四半世紀を迎えました。そして今はe-Taxの定着に向けて最大限の取り組みをしています。皆様方には、是非とも実際にご利用いただき、より一層の利用拡大にご協力をお願いします。

社団法人荻窪法人会の益々のご発展と会員の皆様のご繁栄とご健勝を心からお祈り申し上げます。

荻窪税務署 署長
小幡吉昭



明けましておめでとうございます。

社団法人荻窪法人会の皆様には、旧年中は、都税に格別のご理解とご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

杉並都税事務所では、本年も納税キャンペーンやエルタックスの普及促進をはじめ、信頼される税務行政の確立とサービス向上に取り組んでまいります。会員の皆様には、昨年同様、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。結びに、会のますますのご発展、会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

杉並都税事務所 所長
井上正



社団法人荻窪法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

荻窪法人会の会員の皆様には、平素より私ども税理士会の活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今年も電子申告について、一層企業側と実務側の協力でe-Taxの普及拡大をし、電子申告を利用した適正申告で税務行政の合理化、効率化に寄与したいと思っています。

荻窪法人会の益々のご発展と会員の皆様のご繁栄とご健勝を心からお祈り申し上げます。

東京税理士会
荻窪支部 支部長
吉原敬三



荻窪法人会の皆様には穏やかな新春をお迎えのことと存じます。

昨年杉並区は、10年後を見据えた基本構想、総合計画を策定し、新たな区政の一步を踏み出すことができました。

本年は、これまで取り組んでまいりました産業の育成や地域の活性化に加え、新たにまちづくり振興の視点から、豊かで賑わいのある地域社会の実現に向け、区職員一同、心を新たに、邁進してまいり所存です。荻窪法人会の皆様には、一層のお力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

杉並区 区長
田中良





あいさつする小竹会長



会員増強中間報告の発表をする田中組織委員長

組織委員会

会員増強中間報告

平成24年12月4日(火)、法人会2階会議室で組織委員会主催の会員増強中間報告会が行われました。荻窪税務署より森副署長、小茄子川第1統括官、森本上席調査官が出席されました。小竹会長、森副署長が会員増強運動のお礼のあいさつを成され、その後田中委員長より会員増強の中間報告の発表がありました。

会員増強中間報告で12月時点の加入率71.4%。

支部別加入率(平成24年12月3日現在)

	支部	稼働数	会員数	加入率
BLOCK 1	1	115	83	72.2%
	2	144	103	71.5%
	3	151	121	80.1%
	4	169	124	73.4%
	5	138	103	74.6%
	計	717	534	74.5%
BLOCK 2	6	113	84	74.3%
	7	185	108	58.4%
	8	206	109	52.9%
	9	62	43	69.4%
	計	630	395	62.7%
BLOCK 3	10	64	51	79.7%
	11	124	72	58.1%
	12	103	64	62.1%
	13	52	52	100.0%
	14	130	105	80.8%
	計	606	463	76.4%
BLOCK 4	15	197	170	86.3%
	16	110	81	73.6%
	17	133	79	59.4%
	18	103	69	67.0%
	19	203	122	60.1%
	計	691	446	64.5%
BLOCK 5	20	142	95	66.9%
	21	86	57	66.3%
	22	98	79	80.6%
	23	105	79	75.2%
	24	113	100	88.5%
	計	581	455	78.3%
事務局	—	—	9	—
合計	—	3,225	2,302	71.4%

増強月間中に、直接、事務局に申し込まれる新会員が多数見受けられました。荻窪法人会を推薦されて頂いている荻窪税理士会様等が荻窪法人会の充実されている事をアピール、又は各委員会、ブロック、支部で開催されている行事等を

奨励活動を中心よりお願いしたいと思います。どうか変らぬご協力と今まで以上に

皆様のご協力を賜り誠にありがとうございます。

受け賜りながら、より良い組織委員会活動を行いたいと存じます。会員様も荻窪

10、11月に実施致しました会員増強月間では、お陰様で前年度より良い成果71.4%(12月3日現在)を上げる事が出来ました。

これからの皆様方のご意見、ご要望を受け賜りながら、より良い組織委員会活動を行いたいと存じます。会員様も荻窪

心より厚く御礼を申し上げます。

来期より公益法人になりますので、今

日頃は、組織委員会の諸活動に対し、会員皆様をはじめ、役員、組織委員の皆様方には、多大なご支援ご協力を頂き、

参加され楽しい一時を過ごされました。

会員の皆様におかれましては、ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

一環で12月に厚生事業委員会との共催で

田中晴弘 組織委員会委員長

ボウリング大会が開催され、大勢の方が

100社入会を目指して

越えて、会員様の交流としてスポーツ、

今年度の目標73%

開拓、人脈の交流、情報、レクリエーシ

今年度の目標73%

知って申し込まれ、法人会にビジネスの

会員のみなさまへのお願い

お知り会いの方で、法人会にご入会していない法人が有りましたなら、是非ご入会を勧めて頂きたいと存じます。一緒に会合、行事に参加されれば一層楽しい会になります。ご紹介したい法人がございましたら、事務局、支部の役員にご一報ください。宜しくお願い致します。なお、荻窪管内以外の法人紹介もお気軽にご相談お受け致します。

「税の役割と税務署の仕事」



平成24年11月14日(水)、荻窪タウンセブンにおいて、小幡吉昭荻窪税務署長の講演会が開催されました。小幡署長は「税を考える週間」の意義をふまえて、「国税の組織」「課税の公平」「租税法律主義」等、税について様々な角度からお話しくれました。

税とは、国の会費

今日は「税を考える週間」にあたり、税について皆さんと考えていきたいと思っています。まず、国税の組織についてです。財務省の下に、国税事務を行う組織として国税庁、その下に全国11国税局と沖縄国税事務所、そして、全国に524の税務署があり、総勢5万6千人の職員が働いています。

ここで税の現場を見ますと、行政改革や公務員の削減で、職員は増えないけれども仕事の量は増えるなか、皆様方納税者への利便性の向上、事務の効率化、e-Taxの普及、署の受付窓口の一本化などに取り組んでいます。我が荻窪税務署も毎年、職員数は減り、給料も減り(笑)、退職金もこれから下がります(笑)。しかし、税金で食べさせていただいていることを肝に銘じて、強い使命感を持って、一生懸命働いていることをご理解いただきたいと思っています。

ここで税について考えたいと思います。我が国は少子高齢化の進行により、社会保障および関係費の増大、景気低迷などによる税収減、国の借金の膨大な増加があいまって危機的な状況にあると言われています。電力不足をはじめとするエネルギー面の不安、企業活動の海外移転による国内の空洞化、若者は就職難・低収入にあえいでいるのが現状です。政治で

は、社会保障と税の一体改革と銘打って、社会保障の充実、安定化と財政の健全化のために財源の確保を図ることが叫ばれています。やはりこれは必要だと思えます。その財源である税は、国民、社会共通の経費ということで、収入・所得に相応した割合で集められるものであり、その会費で国が運営されているわけです。

さて、平成24年度末の公債残高が709兆円となるようです。24年度の税収42兆円の17年分です。24年9月末現在の国の借金は、公債残高に政府短期債などの借入れを合わせて、総額983兆円、国民1人あたり771万円の借金です。これが家計なら身分不相応の生活をしていることになり、完全に破綻しています。

一方で国民の総資産は、約1400兆円くらいあります。国民一人あたり約1200万円です。4人家族では約5000万円近くの金融資産、つまり銀行預金があるということです。金融資産以外の資産も合わせると8000兆円持っている。これは、だれが持っているのでしょうか。

納税の義務と課税の公平

税、国の会費を集めるにあたって規則があります。これが憲法に定める三大義務の一つ、憲法第30条にある納税の義務

です。「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定められていて、これを受けて各種の税法があります。だから、法律に定まっていない課税・徴収はありません。

東日本大震災のとき、億単位の義援金を出した方の報道もありましたが、この義援金については、寄附金として所得控除等の適用がありますので税金はその分少なくなる訳ですが、義援金という支援をされた方も多くいらっしゃいます。一方で、ある企業の社長さんは、震災直後の入社式で「募金やボランティアだけが復興支援ではない。企業として良い製品を作り利益を生み、税金を納めることが復興支援になる。」と言われました。

最近では、ある大企業の社長が納税してこそ、企業の存在価値がある。」という発言をされています。一方で、ある経済雑誌には「昔の経営者は、たくさん稼いで税金をたくさん納めるのが社会貢献と考えていたが、今時の経営者はいかに税金を納めないかに関心があると書かれています。」

大企業の役員による多額の損失隠しなど、大きな事件もありました。また、最近では、消費税の多額の不正還付も多発しています。そういうことから、私ども税務に携わる者としても、企業にコンプライアンス、法令順守を強く求めています。



我々としては、適正・公平な課税と徴収の実現という国民から負託を受けた国税組織の使命を達成するため、納税者の自発的納税義務の履行を前提にして、納税者の権利・利益の保護をはかりつつ、悪質な納税者に対する毅然たる調査はもとより、適正な調査、徴収、滞納未然防止、納税者へのサービスと利便性の向上に取り組んでいます。

次に課税の公平についてお話ししたいと思います。だれもが会費が少ない方がいいと思うのは当たり前で、税のない国、安い国へ行きたいと、日本から出ていく人もいるのではないかとという話も聞きます。しかし、先進国である日本社会で生活していれば、これは共通の経費として必ず発生します。私がこの仕事に携わって、最も強く思っているのは、正直者がバカを見ない世の中にしたということ。悪質な納税者に対しては厳正に、適正な申告に努めている方に対しては誠実な対応をしていくことが、我々の行動規範です。その主眼は正手段が、厳正な調査、徹底した徴収事務です。この調査、

徴収事務については、定期健康診断のような任意調査と徴収による捜索、そして、特に悪質と認められた場合は刑事告発を前提とした査察調査があります。これらを通して、法律の定めるところによって、負担力に応じた課税の公平の維持に努めています。

租税法主義と納税者の権利

ですから、荻窪税務署から調査に来たからといって嫌わなくてください(笑)。その調査を通じて、信頼関係を構築するいい機会でもあります。「いつでも、オレのところに来てくれ、こういう会社だ」というくらい気持ちで、経営に当たっていたらいいと思います。

ここで、租税法主義について申し上げますと、世の中には特に税金の問題についてはお金になるといって、課税されない方法はないか、税金を納めないでいい方法はないかと考えている人もいます。節税ではなく、また故意に課税を免れようとする脱税とも違って、通常用いられない手法を駆使して税の負担を回避するいわゆる租税回避行為が多発しています。これは、非常に課税の公平性を損なうものであり、こうした行為には厳しく立ち向かう決意です。

続いて納税者の権利について申し上げます。税務調査手続きについては、平成

23年度の税制改正によって、税務調査の手続きの透明性および納税者の予見性を高める観点から、国税通則法が改正され、平成25年1月1日以降に着手する税務調査から適用されることになりました。皆様と接触する方法は従来と変わりませんが、納税者の皆様に調査開始の日時、調査開始場所、調査開始の目的、調査対象税目、調査対象となる期間、調査対象となる帳簿書類その他の物件などを、あらかじめ通知することとなりました。また、正確な取引事実の把握を困難にするおそれなどがあると認められるときは、事前通知をしない場合がありますが、こうした無予告調査の要件についても法定化されました。そのほか、調査結果の説明や、調査をしたが申告の内容がその時点では是正を要しないことの通知書、申告が誤っていた場合の修正申告書の勧奨についても法定化されています。

最後に私ごとで恐縮ですが、私が現在の年齢に至って心の中に響くようになってきたのが、徳川家康が62歳のときに人生訓として語った「人の一生は、重き荷を負うて遠き道をゆくがごとし。急ぐべからず」です。同じ年代の家康の言葉が、私のこれからの人生訓として強く感じられる今日この頃です。

皆様方のご事業の発展とご健勝を祈願して締めさせていただきます。ご静聴ありがとうございます。



荻窪法人会は税務の協力団体でもあります。

新任の税務署副署長の人柄を紹介しながら、税務行政について、また荻窪の感想をお聞きます。

森 貞夫

荻窪税務署副署長インタビュー

「時代とともに仕事の方法が変わっても、
税務の精神は一つ」

聞き手／鹿野修二・真野 大・岡 博之

森貞夫副署長は昭和39年生まれの49歳。荻窪署歴代のなかでも非常にお若い副署長さんです。大学を卒業されて税務署に入られ、他省庁へ出向されたり、国税庁の国際関係部門や香港での長期出張など、これまでの幅広い業務経験についてお話しいただきました。

高校では珠算部に抜擢！

東京オリンピックが開催された昭和39年。森副署長は、その年の1月1日というおめでたい日に、東京都町田市にお生まれです。東京とはいえ当時の町田は自然に恵まれ、のんびりした雰囲気なのか、のびのびと育ちました。小学校のころは近所の神社でメンコ遊びをしたり野球に興じ、中学校では軟式テニス部に所属していました。

「高校は早稲田実業でしたが、当時は新宿にある大学のそばにあって、自宅から1時間半以上かけて通っていました。家が遠いからクラブ活動もあまり積極的にできなかったんですが、私が小学校でソロバンを習っていたことを知った先生から競技会に出ないかと誘われて、いつのまにか珠算部にも入れられてしまいました(笑)。いろいろな大学の文化祭等で行われる競技会にも参加しましたね」

高校卒業後は早稲田大学政経学部へ進学し、硬式テニスのサークルを作って活動。今でも、体を動かすことが大好きです。大学では金融関係のゼミを専攻したことから、銀行への就職も考えましたが、父親が地方公務員だったことや、親戚にも公務員が多く、考えた末に税務の道を選んだそうです。

昭和61年、船橋にある税務大学校で

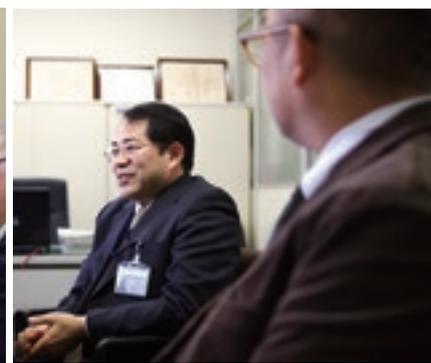
3か月の研修を終えたあと、最初の配属先は立川税務署法人税部門でした。

「はじめは申告書の受付やさまざまな手続きなどを担当する内部の仕事で、2年目から調査に出るようになりました。立川署で半年間の税務大学校での研修を含め、4年間勤務したあと、これは珍しいことですが他の省庁へ出向になりました。経済企画庁(現在の内閣府)の物価局というところで、そこで物価の動向を見て物価政策の企画等を行う業務をしていました。便乗値上げなどを監視するモニターさんの予算を立てたりしてましたね。国税の組織を外から見ることができたほか、税務とは違った視点で仕事ができたと思います」

国際関係部署に15年

その後、当時は経済企画庁と同じ建物内にあった国税不服審判所本部の総務係に配属されました。ここで国際租税セミナーという英語の研修を受けさせてもらった後、東京国税局調査部に異動となり、資本金1億円以上の企業の調査を2年間経験しました。

「国税不服審判所で受けたセミナーは基礎的なコースでしたが、国税局調査部勤務の最後に、同じ英語研修の応用的な特別コースを受けさせてもら



インタビューの様子



い、国際関係の研修を二通り修了しました。それで国税庁の国際業務課（相互協議担当）に異動になり、そこから国際関係の仕事が始まりました」

相互協議の担当は国税庁にしかないセクションで、税に関する外国との交渉を行っています。たとえば、一つの所得に対して日本とアメリカの両方で

課税されてしまった場合など、アメリカの税務当局と交渉して話し合いの上で相互の税金の額を決めるなど、問題を解決する部門です。税金に関しては租税条約があり、外務省を通さなくても直接交渉ができました。

「交渉では通訳をつけますが、税務の英語は専門用語が多く、また多額の税金に係るものであり、訳し方の違いで誤解が生じてはいけませんので、通訳をつけたとしてもこちらもしっかり聞いてなければいけません。国益にかかわる交渉ですから、大変ですがやりがいがありました」

次に調査課国際セクションで2年、再び国際業務課で1年間勤務した後、平成13年7月から2年間、香港へ長期派遣が決まりました。香港では、香港の税制・税務行政のリサーチ活動のほか、香港税務当局と連絡を密にし、協力関係の強化に努めたそうです。

「結婚して、妻も一緒だったんですが、7月に赴任して9月に子どもが産まれて……。外国で、それも初めての子どもでしたから不安でしたよ。香港は英語が通じるといっても、医療の専門用語まではわかりませんからね（笑）。それでも、けっこう日本人の方も住んでいますし、私も出産セミナーに一緒に出たりしました。ちょうど9・11の頃で、どの企業も海外出張をひかえて

いた時期でした。日本から仕事の依頼も若干減っていたようで助かりました。香港は夜景がきれいで、食べ物がおいしいですね。飲茶が安くておいしくて、2年間でかなり太ってしまいました（笑）」

香港から戻ったあとは、国際業務課のほか、東京国税局調査部国際情報部門などに勤務。国際関係の部署に所属されていた期間は、平成8年から15年間という長期にわたっています。

運動は積極的！

平成23年に新宿税務署副署長、そして、平成24年7月に荻窪署副署長に就任されました。

「署の現場に戻ったのは久しぶりで、採用後、最初に税務署に配属されたときに比べ、社会も大きく変化し、IT化も進み、調査の体制や方法も当時とは異なっていて、最初はとまどったんですが、よく考えてみれば、調査の本来的目的は適正公平な課税です。たとえやり方は違っても、芯が変わっていないからいい。そう思ったら少々ラクになりました。

荻窪は、新宿から中央線ですぐのところなのに落ち着きたい街ですね。先日にも法人会主催の音楽会が開かれたりして、文化の街、文教エリアという

感じで、住んでみたいなと思いますね」
森副署長は、奥様と小学校5年生の娘さんの3人で、渋谷にある官舎にお住まいです。休日には、3人で近くのテニスコートを訪れ、テニスを楽しむとか。普段、運動する機会が少ないので、休日には積極的に体を動かすようにしているそうです。

「荻窪税務署は運動を中心にサークル活動がさかんで、先日もナイターで行われた税理士会との野球の試合に参加しました。寒かったなあ（笑）。でも、楽しいですね。現在テニスのサークルがないのは残念ですが、これからも積極的に参加するつもりです」

最後に、荻窪法人会への一言をお願いします。

「店の入れ替わりも激しい新宿に比べると、皆さんが地元意識を持たれているので、荻窪をよくしていこうという意志も強いと思います。そういうところが組織率にも表れるんでしょうね。それぞれの委員会や支部の活動も皆さん真剣に、熱心にされているなと思います。eTaxの普及に関することも一生懸命協力してください。いい意味で刺激になり、我々も一生懸命やらなくてはいけないな気持ちになります。ありがたいと思っております。これからも、どうぞよろしくお願いたします」

平成24年度 税制特別講演会のご報告

税制副委員長
小林誉光



平成24年11月27日(火)、荻窪タウンセブンにて税制特別講演会を開催しました。
今回は、その講演会の内容をご報告します。

演題…『我が国の財政状況の現状及び』

納税環境を中心とした税務行政の現状と課題』

講師・森貞夫 荻窪税務署 副署長

東京都町田市出身の森先生は、昭和61年に国税庁に入庁後に、主に国際関係の部署で活躍されてきました。具体的には、「国際業務課」という部署で、「外国と日本との納税を調整する仕事」に長年携わってきたそうです。今回は、「他の国の税制」にも精通した森先生の視点から、「現在の日本の財政と日本の税務行政」について講演をしていただきました。

〔1〕我が国の財政の現状

人口減少と急激な高齢化により、社会保障費は今後も大幅に増えることが見込まれます。我が国の財政状況の推移を見ても、収収は、平成2年をピークに下がり続けています。一方で、一般会計の歳出は増え続け、平成20年の「リーマンショック」による景気悪化の影響で、「収収と歳出の格差」は拡大しています。この格差を埋めるべく特例国債（赤字国債）を毎年発行することにより、日本の債務残高は他の国に例のないほどの水準になっています。平成24年度予算をみても、一般会計の歳出のうち24・3%は「国債費」、つまり「過去の借金返済」で

あり、歳入をみても、租税収入は5割に満たず、5割弱は「国債の発行」に頼っているのが現状です。

税目別の推移をみると、所得税、法人税は景気動向などに影響されて減少している一方、消費税の収収は比較的安定していることがわかります。また相続税は、改正や地価下落により、相続税の負担が生じるケースは、亡くなった方の4%程度になっているそうです。

〔2〕納税環境を中心とした 税務行政の現状と課題

次の3つの視点から「国税庁の取り組み」について解説していただきました。

〔1〕ICT（情報通信技術）を 利用した納税手段の充実

国税庁のHPでの情報提供、電子申告・納税システム、インターネット公売

〔2〕高度情報化への対応

「電子商取引専門調査チーム」による取引の実態解明と適正課税

〔3〕租税教育の推進

荻窪法人会などの民間団体と連携して、社会全体で租税教育に取り組んでいます。

税を考える週間とは？ ～「知る」から「考える」へ～(国税庁ホームページ「税を考える週間」より抜粋)

税を考える週間の前身は、昭和29年「納税者の声を聞く月間」として設けられ、その後、世の中の動きと共に名称と施策が変化していき、昭和31年「納税者の声を聞く旬間」、昭和49年「税を知る週間」となりました。「税を知る週間」は①税を社会全体の役割の中で捉える見地から、給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけではなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法等を広報することとしていました。しかし、近年の経済社会の構造、税務行政を取り巻く環境の著しい変化に的確に対応するためには、税についてより深く理解していただく必要があり、そこで単に税を「知る」だけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税の理解を深めていただくことを明確にするために、平成16年に「税を考える週間」と改称されました。(詳しくは：国税庁ホームページ「税を考える週間」<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>)

平成24年度

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。

平成24年度のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」とし、これまで国税庁が行ってきたIT化・国際化に関する取組を紹介するとともに、国税電子申告・納税システム(e-Tax)をはじめとした国税庁のIT化に関する諸施策について、それらの利用を促進します。今回は活動の中で、荻窪法人会が参加した「中学生の税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール」の受賞作品と「杉並納税街頭キャンペーン」のレポートを紹介いたします。



中学生の税についての作文 受賞作品

荻窪法人会長賞 受賞作品

中学生と「税」

杉並区立中瀬中学校 三年 関根千紘

私は今まで税についてよく知りませんでした。今までも詳しくよく税を理解しているわけではありませんが、公民の授業で税の種類や使われ方を少し知り、私たちの払う税金が、私たちの生活の中でどのように使われているか、どのように役立てられているかが分かってきました。

公民の授業で税に関して驚いたことがあります。教育に使われている税金がとても多いことです。公立の小中学校では教科書やパソコン、実験器具、体育用具などの購入費等に税金が使われています。義務教育9年間で1人あたり約800万円弱もの税金を使って教育を受けているのを知ったときは本当に驚きました。また、私が最近初めて知ったことは、私立の学校でも「補助金」という形で税金が使われているということです。日本でみんなが良い教育を受けられる背景にはたくさん税金があることがよく分かりました。

教育分野以外で、私たちの身近な所では、道路や公園などの設備に税金が使われています。また、水道水を飲むことができたり、手や顔を洗ったりできるのは、税金が上下水道設備にも使われ、きれいな水道水が管理されているのおかげです。

日本の税金は、全てが日本国内で、日本に住む人々のために使われているわけではありません。「経済協力費」とい、発展途上国のお金に困っている人の多い国で使われる税金もあります。お金に困っている国々に、お金を貸したり、それらの国にダムや道路、病院をつくるための資金としたり、薬を作って送ったりしています。私たちの納める税金が日本の中だけでなく、他の国でも役に立っていることは、とても良いことだと思います。

このように、日本国内外で役立っている税金ですが、「私たちの納める税金」とはいえ、私たち中学生は稼いでいるわけではなく、税金に関しては、大人から与えられたお金で物を買うときに消費税を払う、ということぐらいしか納税に関わっていないように思います。つまり、私たち中学生などの収入のない子どもたちは、税を納める側ではなく、税の恩恵を受ける側にいます。そんな私たちがするべきことは、大人たちの払った税金を無駄にしないこと、将来大人になったときにきちんと納税の義務を果たすこと、そして何より、ただ税金を納めるだけでなく、税金がどのように使われているかに関心を持つことが重要だと思います。

荻窪税務署長賞 受賞作品
税の恩返し

杉並区立荻窪中学校 三年 堀 三菜美

私が初めて水族館に行ったのは、確か3歳か4歳の頃だった。大水槽を見て、そのなかにはサメやエイなどたくさんいたはずなのに私が釘付けになったのは小さな魚の群れだった。その時に、私は父からこんな話を聞いた。「この小さい魚たちはね、自分一匹一匹は小さいけれど、こうやってみんなで協力して敵が来たときに大きな魚に見せて、食べられないようにしているのだよ。」私はこの時、協力するって大切なことだと感じた。

だから私は、この魚たちのように一人ひとりの力は小さくてもみんなの力を合わせて大きな力を作ることができる。そんな世の中になっってほしいと思う。

2011年3月11日、日本はマグニチュード9.0というこれまでに類をみないくらいの大地震に襲われた。最近になって被災地のほとんどのところが復興してきたが、それを支えたのは日本国民だけの力ではなかった。世界のたくさんの方の人たちからの支援物資や支援金などの力があつた。貧困に苦しんでいるにもかかわらず、アフガニスタンやカンボジアなどからも力をいただいた。それらの国々は「私たちはいつも日本から支援をしてもらっているから恩返しをしたい」という気持ちで力を分けてくれたそう。そのことを聞いて、私は感謝の気持ちでいっぱいになった。私が払うことができるのは消費税程度なのでたかがしれているかもしれないが、税金

を使って貧困で苦しんでいる国に支援ができていいることを知り、私もこの助け合いの輪に入れていいるのだと思うととても嬉しかった。

この助け合いの輪は、もちろん日本国内でも生かされている。日々にげなく使っている道路や、図書館などの公共施設。それに毎日通っている学校、授業で使う教科書、勉強を教えてくださる先生方のお給料まで税金で賄われている。ほかにもまだまだこの助け合いの輪で私は助けられていることがある。私は小さい頃からアトピーをもっていて、毎月通院して飲み薬や塗り薬などを貰わないといけない。もし、この助け合いがなければ毎月のことなので経済的に厳しく、こんなに簡単には通院できなかったかもしれない。しかし皆さんが払ってくださっている税金のおかげで医療が無料となり、通院することができている。

この作文を書くことをきっかけに、今までは無理やり払わされているというようなマイナスのイメージでしかなかった税金というものが、この作文を書いてからは助け合いの輪の中の一員として認められているというように、プラスのイメージに変わることができた。私が大人になったら、今こうやってたくさん助けられている分を少しでも恩返しできるようにしっかりと税金を払う大人になりたいと思う。

荻窪税務署長賞 受賞作品
税金の大切さ

杉並区立中瀬中学校 三年 曾野美里

「税金」税金は私たちの身近で使われているなくてはならないものだ。公立の学校や遊び場となっている公園、図書館、道路（高速道路）、こうした公共施設は、私たちが国や都道府県に納めたお金（税金）によって作られている。これだけではない。他にも警察や消防の活動費、病院代、ゴミの収集など税金について調べていくと自分に分かってきた。

そして、いかに自分が税について無関心だったことを思い知った。

ここで私はもし税金がなかったら……と考えてみた。もし税金がなかったら、警察官がいなかったために安全で快適に暮らせない。火事になっても消防車が来ず火を消せない。ごみの収集がないから町がごみだらけになる。病院代の負担がものすごいことになる。学校で教室や机、黒板などがなくなった。授業ができない、などここであげただけでも、どれだけ税金がないと困るか思い知らされた。いわば、税金とはみんなが社会を支えるための会費のようなものではないだろうか。みんなでお金を出し合うことで、私たちの生活は成り立っているのだ。

現代の税の仕組みは、当たり前のようにお金が使われている。しかし私の知っている歴史背景では必ずしもお金が使われていたのではなかった。「女王卑弥呼

が支配する邪馬台国では、種もみや絹織物を買ぎ物として納めた」これが日本の始まりと聞いたことがある。ちなみに私が歴史上での税金の納め方に一番印象にあるのは米だ。時代ごとに、その時代にあつたやり方で税金が納められていったことに感心する。

税金があるからには、必ず納めなければならぬ。しかしニュースで「滞納」・「脱税」と聞いたことがある。文字通り「滞納」とは税金を定められた時期までに納めないこと、「脱税」とは申告をしなかったり、所得をごまかしたり、かくしたりして税金を納めないことである。私はこういう大人の人々に対して怒りを覚えた。税金を払えるのに払わない人たちに対して、真面目に税金を払っている人たちが不公平感をもち、税金を払うことがあほらしくなってしまうということがあるかもしれない、怖いと思った。そういう事がおこらないように、市役所の税務課や税務署の人は一生懸命働いていることを忘れてはならないと思った。

私もあと10年ちよつとで社会に出て仕事をするときが来る。その時は社会の一員として税金をきちんと納められるような大人になりたいと思った。



平成24年度 税を考える週間

杉並納税 街頭キャンペーン

「杉並納税街頭パレード」を終えて

社会貢献委員長 加藤敏行

第4回杉並納税街頭キャンペーンを平成24年11月4日(日)に行いました。

ご存知のように、このキャンペーンは杉並区、杉並都税事務所、杉並税務署、荻窪税務署と各税務署の関係団体が主催しております。私も荻窪税務署及び関係団体は、都税事務所から杉並公会堂までの街頭パレード、エンディングセレモニー及び荻窪駅周辺のチラシの配布が担当です。過去を振り返りますと第1、2回は開催され、第3回は当日雨の予報により残念ながら前日に中止と致しました。そして今回は天気予報もよく2日前には開催を決定しました。毎回このようであればよいのですが。当日は朝から晴天で会場に向かう時は小学生のころの運動会を思い出し

たほどの天候でした。過去3回街頭パレードを行なってまいりましたが毎回、事故、トラブル等が無かったことは当日お手伝い頂いた皆様のおかげだと感謝しております。そして、今回も昨年にもまして杉並、荻窪警察署の交通整理などに対する御協力をいただいたことにも大変感謝しております。無事故で終わってみますと、いろいろな部所での警備の人員が多いのではという声が聞こえてきます。休みの期間にお手伝いくださるのは大変だと思いますが、この警備体制があつてこそトラブルも無く杉並納税街頭キャンペーンが終了できたのだらうと思います。あらためて当日お手伝いくださった皆様に感謝申し上げます。

税に関する絵はがきコンクール

入賞・入選作品をご紹介します。

入賞作品



法人会長賞

西田小学校5年
中村脩人



女性部会長賞

桃井第四小学校6年
三井京香



荻窪税務署長賞

桃井第一小学校5年
鈴木凜

第3回「税に関する
絵はがきコンクール」の
募集を終えて

女性部会長 野田とめ子

法人会全国女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を小学校の高学年の皆さまに理解と関心を深めていただくために平成22年度より毎年実施しております。税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかという主旨を目的とし、本年度から国税庁が後援することになりました。

今年度は5年生、6年生を対象に、荻窪税務署管内の18校に募集をお願いいたしました。

そのうち11校が参加していただき254点の作品を応募してくださいました。

例年になく子どもたちの作品はすばらしく、のびのびとした画風は私たちに大きなパワーを与えてくれました。この経験は子どもたちにとっても「税金」が社会に欠かせないものであり、日本の未来のために一人ひとりが考えていかなければならないという勉強をされたのではないのでしょうか。今後も親会、税務署の皆さまのご指導をいただきながら租税教育のお手伝いをしていきたいと思っております。

入選作品



西田小学校6年
羽田 徹



西田小学校6年
鎌野大輝



西田小学校5年
竹花健生



西田小学校6年
田中勇翔



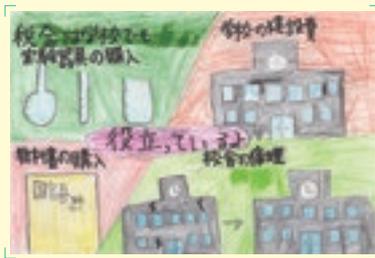
松庵小学校6年
宝田一真



荻窪小学校5年
藤森奈々子



西田小学校6年
百瀬妃呂



桃井第五小学校5年
原 光太郎



桃井第一小学校5年
金城詩絵里



桃井第一小学校5年
上川真央



入賞者の皆さんと記念撮影

平成 24 年度

荻窪税務署 表彰状・感謝状受彰者

平成 24 年 11 月 16 日(金)、杉並会館において平成 24 年度の納税表彰式が行われました。法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、小幡荻窪税務署長より表彰状、感謝状が授与されました。



平成 24 年度 荻窪税務署長表彰状受彰記念

常任理事・田中晴弘組織委員長(1列目 右から1番目)



平成 24 年度 荻窪税務署長感謝状受彰記念

理事・真野大広報副委員長(1列目 左から1番目)、常任理事・岸岡秀直厚生事業委員長(1列目 右から2番目)

e-Tax 研修会



左) 講師の森本学 上席調査官 右) 研修会の様子

主催：e-Tax 普及推進委員会
 講師：森本学／荻窪税務署 上席調査官
 開催日：平成24年11月29日(木)

研修会の意図

平成24年11月29日、e-Tax普及推進委員会の主催で、e-Tax研修会が開催されました。

研修会に先立ち、矢澤委員長よりあいさつがありました。

「本日の研修会の意図は、e-Taxウェブ版の源泉納付を見て頂き、意外と簡単にできるということを知って頂くことがひとつ。

もうひとつは、e-Taxは利便性だけではなく、事務処理コストの削減、行財政改革の一助となるので、税理士の先生にもご協力の呼びかけをお願いしたい。」と訴えられました。

WEB版 e-Tax

研修講師は荻窪税務署・森本上席調査官にお願いしました。

今回の研修では、e-Taxの中でも取り組みやすく入門編に最適の「WEB版 e-Taxによる源泉納付」をテーマに選びました。このWEB版 e-Taxは、電子証明やソフトのインストールが不要(簡単な環境設定は必要です)なので、すぐに始め

ることができます。

実際の研修では体験版を使用しましたが、実際のソフトとの違いや暗証番号の事前準備、初めての場合の登録方法など、画面にそった説明だけでなく、本番の時に必要な情報や知識などを丁寧に説明していただきました。

納付方法についても、ネットバンキングだけでなく、ダイレクト納付の利用方法や利便性についてもお話いただいたりと、とても実践に即した研修内容でした。

参加者の声

研修会終了後の質疑応答も非常に活発で、参加者の意欲を感じることができました。

参加者の声として「わかりやすかった」という意見がある反面、「パソコン操作のレベルに個人差があるので、それに合わせた研修だとさらに良い」という意見もありました。



あいさつする
 矢澤 e-Tax 普及推進委員長

【厚生事業委員会とは】厚生事業委員会は主に会員企業の福利厚生を担当する委員会です。

事業内容は・異業種交流会・バス研修会・各保険制度の普及推進・人間ドック、病院施設の幹旋、紹介など多岐にわたっています。異業種交流会は未加入企業にも参加を促し地元の企業間の橋渡しを担っています。また、会員の健康管理の一環として毎年秋に健康セミナーを開催していますが会員に限らず一般の方にもセミナーの受講を促進しています。

主催：荻窪法人会 厚生事業委員会
共催：アメリカンファミリー生命保険会社
後援：(株)アーバンファミリー

平成24年度

第26回 健康セミナー

『がんの疫学と病理学——とくに肺がんについて』

講師：石川雄一 医学博士



<プロフィール>

いしかわゆういち 1985年東京医科歯科大学医学部卒業。1986年日本赤十字社医療センター病理部レジデント。1986年(財)癌研究会癌研究所病理部常勤嘱託研究員。2012年(公財)がん研究会がん研究所副所長・病理部長、(公財)がん研究会有明病院臨床病理センター長・病理部長、現在に至る。

平成24年10月16日(火)、荻窪法人会厚生事業委員会主催、アメリカンファミリー生命保険会社共催、(株)アーバンファミリー後援による健康セミナーが開催されました。講師に医学博士の石川雄一氏をお迎えし、病理医の立場からがんの現状・発生・分類、肺がんについて、くわしくお話しいたしました。約1時間半にわたる講演から抜粋してご紹介します。

専門医にかかることが重要

私は、病理部というところで病理診断をしています。この病理医は日本ではあまり知られていませんが、欧米ではよく知られ、がんなどの診断をする医者です。がんの治療は放射線をかけたり、化学療法剤を使いますが、これはことごとく発がん物質です。非常に危険なことを行うため、治療の前には必ず病理診断をしてがんの診断を確定しなければいけないと決まっています。今日の講演は少し細かい話かもしれませんが、医学生になったつもりで聞いていただければと思います。

まず初めにがんの現状についてお話しします。がんの種類は臓器別というと肺がん、胃がん、乳がんなど、どこから起こったかで分類します。なぜ心臓がんや大脳神経がんがないのか、医学部の学生の試験にも出るんですが、実は細胞が増殖する臓器しかがんにならないんです。肺も増殖しますが、肺炎になって壊れたときに治すための細胞ががんになるんです。肺の細胞は、肺胞を開いていくための細胞と、呼吸をするための細胞があって、一番大切なのは呼吸をするための細胞ですが、その細胞はもう増えないのでがんにはならない。心臓も、一度できてしまうと増殖しないのでがんになりません。

がんの診断は顕微鏡で行いますか

ら、顕微鏡を見るのが嫌いだと病理医はできません。がんを顕微鏡でのぞいたときの分類が組織学的分類で、癌腫と肉腫の2種類があります。癌腫は普通に言うがんのこと。肉腫は、体を支える細胞、骨や血管などのがんで、大人にはあまり起こりません。よく知られる骨肉腫なども子どもにも多く見られます。

日本人の10大死因を見てみると、1番が悪性新生物、つまりがん、2位が心疾患、3位が脳血管疾患です。

細胞は老化がんで死滅する

では、がんとは何か。定義しようとするのが簡単ではありません。それで特徴的な性質を並べて、がんを理解しようと考えられています。一番大事な性質は、がんは自分の体から起こることです。ですから免疫が働きのにくい。しかし、最近になって免疫療法も考えられるようになってきました。がんの2番目の特徴は増殖して止まらないことです。増殖するけれど途中で止まるものを良性腫瘍、止まらないものを悪性腫瘍といいます。増殖は必ずしも速いわけではないけれども、いつまでも止まらないので人間が死んでしまいます。がんが一番悪いところは、本来の場所を離れて移動すること、転移です。このほかに、発生部位の性質をある程度持っている、つまり分化

があることや、発生まで長い年月がかかるといった性質があります。多くのがんは環境因子によるので、環境が変わると違うがんになり、発がん物質が少ないところでは、なかなかがんになりません。だから、環境からがん因子をできるだけ減らすことが正しいといえます。

次に発がんの理論ですが、がんの発生は老化と一体です。私は老化も研究のテーマにしています。なぜならがんと老化はイコールだからです。がんの因子は老化の因子でもあり、1個の細胞を培養していくと、老化して死滅するかがんになるかの2つしかありません。それが細胞の運命で、生き物は細胞から成っていますから、人間も老化するかがんになるかのどちらかである、それは避けがたいものです。

現在、肺がんは我が国で死亡率第1位です。一方、欧米では老化社会が成熟しているので減少傾向にあります。肺がんには4種類の組織型、腺がん、扁平上皮がん、小細胞がん、大細胞がんがあり、それぞれ原因も違います。この4種類のほかにカルチノイドなどの神経内分泌性のがん、中皮腫などの胸膜の悪性腫瘍、気管支腺由来のがんがあります。

肺がんの原因の第1位はタバコです。私が学生のころは「タバコと関係があるのは扁平上皮がんで、腺がんは関係ない」と習いましたが、その後、

自分で診断してみると、タバコを吸う人に腺がんが多いんですね。腺がんは関係ないというのは誤りで、しかも吸わない人より吸う人のほうが悪性度の高い場合が多いと思います。

禁煙で肺がんのリスクは減少

肺がんの4大組織型には、それぞれ特徴があり、その特徴に応じて治療方法を変えます。日本では、腺がんが約半分、がん研では約6割程度、増えているのは腺がんと小細胞がんです。腺がんと扁平上皮がんは手術で治りますが、予後は「あまり良くない」。

小細胞がんは化学療法や放射線療法の反応はよいけれど、手術できないことが多く、予後は「非常に悪い」。総じて予後は悪いのが肺がんで、やはりタバコはやめたほうがいいですね。

今、がんの個別化ということがいわれるようになりました。がんは顕微鏡で見ますと、人間の顔が違うように一人ひとり全部違います。もちろん昔からある組織型分類が治療に有効であることはわかっていますが、4種類では少なく、今はがんの治療は個別化しています。がんの種類をくわしく分類し、個人の遺伝子を調べて細かく分類し、その人にあった治療をしようというふうになっています。

最後に、喫煙と肺がんについてお話しします。タバコを吸うと煙とともに

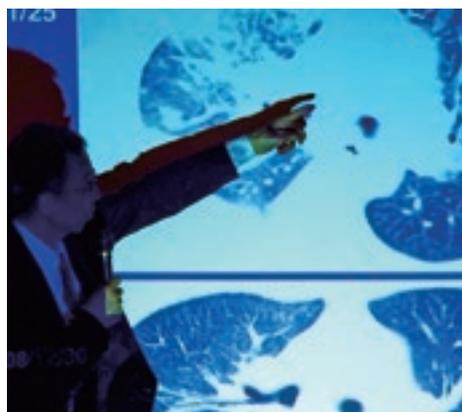
に発がん物質が入ってきます。肺というのは、組織がほんのちよつとで血管が多いのでピンク色をしています。ところがタバコを吸うと真っ黒になります。煙には汚いものがいかに多く入っているかということです。タバコを吸い始めた年齢が早いとがんになりやすいこともわかっています。まったくタバコを吸わなくてもがんになる人はいますから、その人を1倍とすると、中学生くらいで不良のまねをして吸い始めるとその30倍がんになりやすい。高校卒業から大学卒業したあたりで吸い始めると15倍、25歳くらいからだとも7倍くらいです。

がん研では、タバコをやめない人は手術をしないことになっています。それは、タバコを吸ってがんになったのに反省してやめないのはけしからん(笑)というのには本当の理由ではありません。手術をしたあと肺が少なくなるとタンが出やすくなります。タバコを吸うとタンがつまりて死んでしまうことがあるので、禁煙したことを確認しないと手術しません。また、女性のほうが、喫煙の本数が少なかったり、喫煙していた期間が短いのがんになる傾向がある。つまり、肺がんになりやすいので、女性はすぐに禁煙したほうがいいと思います。

禁煙後の年数と肺がん死亡率の関係を見ますと、禁煙後1年から4年では非喫煙者の約20倍。5年以上9年



資料をもとに講演を聞く参加者



プロジェクターを使って説明する石川氏

では禁煙の効果がかなり出てきて8倍くらい、20年以上禁煙していると非喫煙者に近づいてきます。今の男性の寿命は80歳ですから、60歳でやめればまだ効果があると思われれます。また、肺がんだけではなく、喉頭がん、口唇がん、食道がん、膵臓がんもタバコに関係しています。今からでも遅くありませんのでぜひ禁煙してください。



第30回

今話題の国民年金の後納制度

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、国民年金の後納制度についてご紹介します。

通常、役員や会社員の方は、厚生年金に加入されていますので、自動的に国民年金にも加入していることになります。ただ、「求職中の期間があった場合」や「会社退職後に独立して事業を始めるまでの間」などは、厚生年金に加入できませんので、ご自身で国民年金に加入し保険料を納めることになります。今回は、過去に国民年金を納めることができなかった方について、期間限定で「10年間遡って納付」できるようになりましたので、この制度をご紹介します。

みなさんの会社の従業員の方にも、この制度を教えてあげてください。

〔1〕 国民年金の納付時効

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。

〔2〕 期間限定で「10年間」遡って納付できます

平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、(厚生労働大臣の承認を受けたうえで)「時効により納付できなかった期間の保険料」を納付することが可能になりました。

〔3〕 納付の方法

平成24年8月1日から平成27年9月30日までに、「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項を記載して、お近くの年金事務所(杉並年金事務所)にお申込みください。

〔4〕 メリット

この後納制度を利用することで、「年金額を増やす」ことはもちろん、(納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が)「年金受給資格(注)」を得られる場合があります。

(注) 国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要ですが、平成27年10月以降は、10年(120月)に短縮される予定です(この受給資格期間の短縮は、消費税の改正に合わせて、実施が予定されています)。

〔5〕 後納保険料の額

当時の国民年金保険料の額（以下のA）に政令で定める額（以下のB）を加算した額となり、この加算額は、毎年度、改定されます。

対象年度	24年度中に後納する場合の1ヵ月分の保険料額		
	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成14年度	13,300	1,640	14,940
平成15年度	13,300	1,420	14,720
平成16年度	13,300	1,210	14,510
平成17年度	13,580	980	14,560
平成18年度	13,860	750	14,610
平成19年度	14,100	540	14,640
平成20年度	14,410	350	14,760
平成21年度	14,660	180	14,840
平成22年度	15,100	0	15,100

〔6〕 所得税の社会保険料控除の対象になります

この後納制度により納めた保険料については、所得税法上、「納めた年の社会保険料控除」になります。過年度分の保険料だったとしても「納めた年」で控除できますので、ぜひご利用ください。

また、ご自身の保険料だけでなく、「自己と生計を一にする配偶者やその他の親族」の負担すべき社会保険料を支払った場合でも、控除の対象になりますのでご利用ください。

（注）「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

会社員や会社役員の方は、通常「年末調整」でこの控除を受けることができます。

この場合、納付した事実のわかる書類を年末調整の際に会社に提出してください。

年末調整で書類を提出し忘れた方などは、「確定申告」をすることでこの控除を受けることができます。



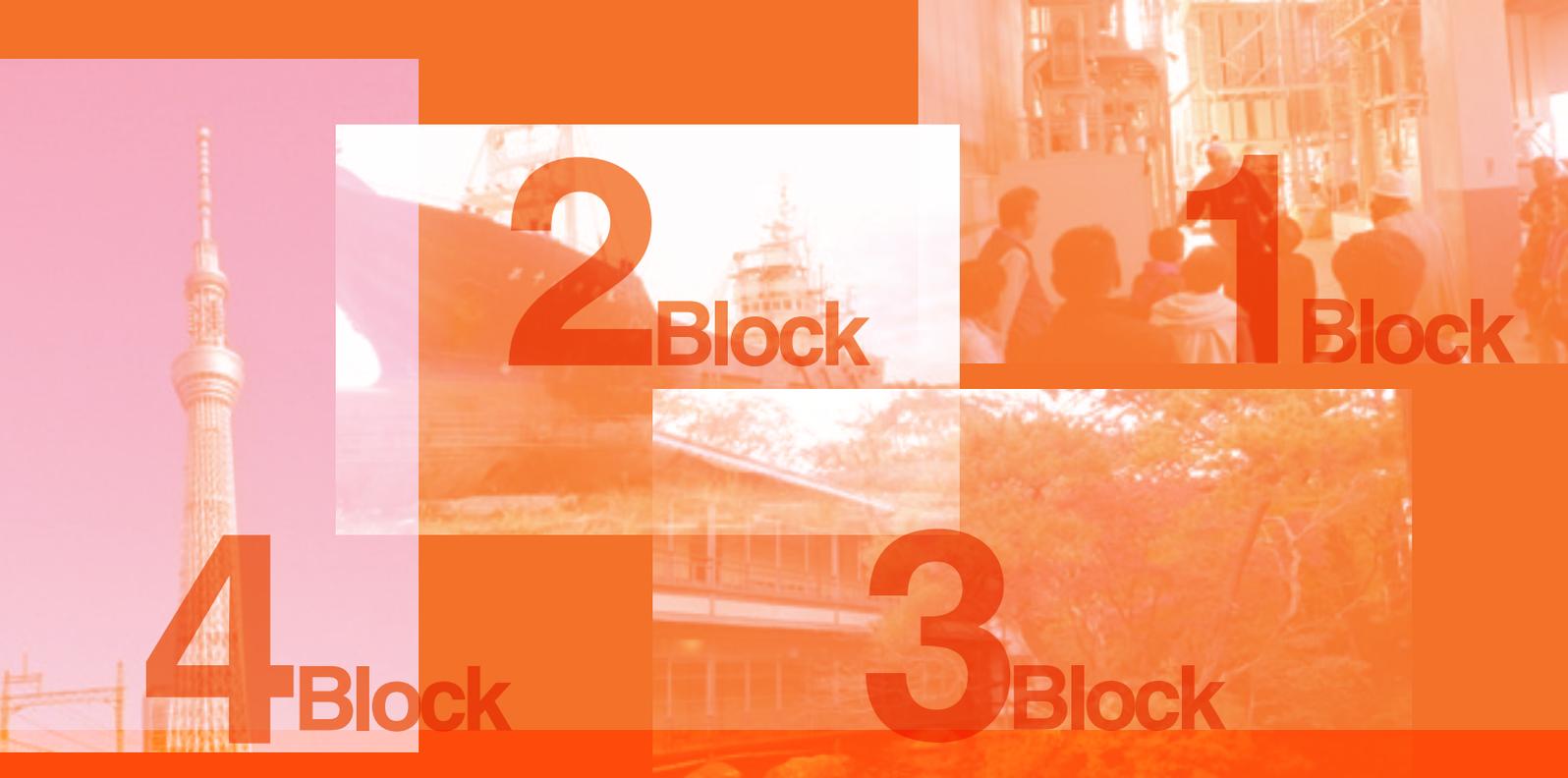
法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

小林 誉光 税制副委員長

広報委員会より

171号「第29回 今話題の税制改正の内容(その3)」に関するお詫びと訂正文のご案内
 ※171号(2012年11月発行)におきまして、下記の通り内容の誤りがございます。誠に申し訳ございません。訂正させていただきますとともに、読者の皆様と寄稿者にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

●P 24 【1】の(1)の「(例外) 設立後……」以下3行を削除。



2 Block

1 Block

4 Block

3 Block

[平成24年度 秋季] 各ブロックの研修会レポート

平成24年秋、1～4ブロックの研修会が行われました。今回も各ブロックの研修会参加者からのレポートを掲載いたします。次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。

第1ブロック バス研修会

第1ブロック 石黒貞男

山梨県立リニア見学センター 見学&味覚ツアー

前日まで台風から余波の雨が上がり、秋晴れの天気の中、第1ブロックは、バス研修を行いました。今回のルートは、中央新幹線(リニア新幹線)の建設場所である、山梨県立リニア見学センター見学や、笹一酒造・恵林寺・シャトー酒折・ぶどう狩りなどの味覚ツアーになりました。最初の目的地までの間に税務研修として、税金クイズを行います。今までのバス研修では、〇×で行うクイズでしたが、内容を分からなくても出来ることが多くて研修にならない懸念がありましたので、今回は、三択問題にしてみました。

【問題】

公益社団法人と一般社団法人の法人税に関する相違点についての説明で、次のうちどれが正しいでしょうか。

- ①非営利性が徹底された法人は、全く相違点はない。
- ②非営利性等が徹底された法人は、収益事業が課税対象になる点では同様であるが、公益社団法人の場合には、損益算入について、いわば優遇的な制度がある。
- ③公益社団法人になると法人税が課税され

ない。

※答えは、最後に

とか、問題を行いました。結果全体で六割以上の正解率が出ました。

最初の見学である、山梨県立リニア見学センターへ行き、営業実験(今までは、実用走行実験)へのシフトのための工事に入っていますが、平成25年中に再開できるということになりまして、現在より24.4km延長の42.8kmへ体験実験が可能になることを期待します。

その後、笹一酒造では、製造工程の説明を説明員の志村けん氏(有名人の同姓同名)に頂きながら、試飲では、今季初絞りの酒を出して頂き舌つつみでした。その後は、武田信玄

の菩提寺である、恵林寺にて、昼食と、信玄公宝物館等の見学を、行ってから酒折地区のシャトー酒折ワイナリーにて、ワイナリーツアーと試飲(新酒の時期なので、10月よりデラウェアにぎり2012の解禁時期なので試飲ができました。)その後は、笛吹市の浅間園にて、ぶどう狩り(この時期では、ネオマスカット・タノレッドの2種類の予定でしたが果樹園の計らいによりマスカットベリーと巨峰の2種類追加の4種となりました。)を行って帰路となります!!

第1ブロックは、静かに帰路には、入りません。帰りのバスでは、行きと研修と同じに帰りの研修としておさらいクイズを行います(バスガイドさんも巻き込んだクイズです。)



記念撮影

【問題(1部)】

問1)山梨県リニア見学センターから見える実験線は、現状での走行試験は平成23年9月に終了して現在は、実験線の延長工事を行っています。では、工事終了後は、どのぐらいの距離になるでしょうか？現在の距離は、18.4Kmです。

① 32.8km ② 42.8km ③ 52.8km

問2)恵林寺の三門に書かれている「安禅不須山水滅却心頭火自涼」を言わせた、快川国

師ですが、それでは、焼き打ちを行った武将は、誰でしょうか。

①徳川家康 ②豊臣秀吉 ③織田信長

などの10問を出題して行いましたが難しかったようで正解率は50パーセントぐらいでした。今回のバス研修に企画からご協力頂いた、東交観光バス株式会社様や参加していただいた会員の皆様に感謝しております。

【税金クイズの答え】

②非営利性等が徹底された法人は、収益事業が課税対象になる点では同様であるが、公益

社団法人の場合には、損益算入について、いわば優遇的な制度がある。(内容をお聞きしたい場合は、税務署まで)

【おさらクイズの答え】

問1)② 42.8km (文中に明記しております。)

問2)③ 織田信長 (日本史を御参考にしてください。) ※参考文章(HPより)

山梨県立リニア見学センター JR東海 恵林寺 シャトー酒折ワイナリー 浅間園

第2ブロック 研修旅行

第2ブロック 野崎諭司

気仙沼研修旅行

この度第2ブロックの研修会を企画するに当たり第4ブロック第20支部支部長の(株)永田商会 永田政弘さんがボランティアで気仙沼に数回伺っているということで氏の案内で11/10・11の気仙沼研修旅行としました。

参加者は永田さんを含め8名と永田さんのボランティア仲間の女性(天雲恵理子さん)1名の総勢9名。

11/10 6:45に荻窪駅集合で東京駅まで。7:56東京発はやて103号で一関まで。

車内では各々東日本大震災で気仙沼界隈の被害やその後の普及状況などの資料を閲覧。一関到着後JR大船渡線に乗り換えて気仙沼まで約1時間半。気仙沼到着後鮮魚センターで昼食。珍しいふかひれの握り寿司を堪能。

亀山山頂のロープウェイ施設

レンタカーにてフェリーで大島に渡り(約20分)まず亀山展望台へ。震災直後の山火事によりロープウェイは廃棄。また所々に火事の跡が見てとれた。その後、島を代表する景勝地、龍舞崎までドライブ。車中よりきれいに仕分けされたがれき等が見えた。これはこの島の災害処理をしていた人たちが後の為にプラスチックや電化製品等、何種類にも仕分けして処理をしていたとの事。当初「こんな仕分けして何

になる!ふざけるな!」という声もあったらしいが結果的に仕分けをしていない本土よりもがれき処理がスムーズに進んだらしい。

お刺身とさめの心臓

民宿「山吹荘」に入りお待ちかねの夕食。もちろん海の幸。中でも「サメの心臓」は珍味。料理を見ただけでも復興がかなり進んでいるようにも思えるが旬の牡蠣は思っていたほど並ばなかった。養殖が復活していないようだ。(なお、私は牡蠣が苦手…)

夕食後、気仙沼市議会議員の菅原博信氏と大島復興チーム『おばか隊』の村上隊長をはじめメンバーの方に民宿に来ていただき貴重なお話を聞いた。

『おばか隊』とは震災直後、家族などが行方不明にもかかわらず火事の消火や支援物資の受け入れ、避難所の世話、がれきの撤去等に奔走した若者たちの集まりで敬意を込めて「お前らバカたい」と言っていたところからこの名称がついたという。

村上隊長は震災時、本土に来ていて島にも戻れずにいた。島には小さい娘さんをはじめ家族がいたが、全く連絡が取れない状況。また情報を集めるために菅原市議をはじめとするあらゆる人に接触したがまったく情報が入ってこない。そうしているうちに大島の火事が見え、そのうち「大島は全滅」というデマが流れ始めたという。苛立ちばかりが募っていく。

また本土で奥様のお姉さん(同級生だが)とばったり会い車に乗せてもらい避難したこと、彼女は沿岸沿いの家に戻りたかったが止めさせて津波の被害を受けなかった事など生々しい話を聞かせてくれた。

先にも書いたが大島は小さい島なのでがれきの仕分け等で本土とは違う復興処理ができたことで本土よりも進んでいる感じがした。

菅原市議をはじめとする『おばか隊』の皆様はその夜もう一つの団体に呼ばれていた。そうして気仙沼大島を訪れる人に話をしているという。

ちなみに第2ブロックは河又さんがブロック長なので大島のスーパーに大分お金(酒代)を落としたので少しは復興支援になったのでは…。

第18共徳丸

2日目は車で陸前高田市に向かった。道中、陸に乗り上げられた漁船「第18共徳丸」が見えてきた。その傍らには「震災被害者の心境を思ってください」の看板が…。

陸前高田市は報道等の映像で見られるとおり全くと言っていいほど復興が進んでおらず何かから手を付けてよいかわからないといった状況。海岸から何キロも先まで津波でやられた状況が今も見てとれる。

その後また気仙沼に戻りJR大船渡線で一関に行き、蔵元レストランせきのいちで昼食。そして平泉へ。

2011年6月に世界遺産に登録された平泉。有名な中尊寺金色堂までは徒歩でかなりの道のりと山登り。一人脱落

17:06 一関発はやて110号にて帰路につき19:24東京駅着解散となった。

参加者は少なかったが、有意義な研修会になったと思う。復興が進んできた大島、食べ物も景色も良いところです。ぜひ、ご旅行においでください。(第2ブロック長 河又雅之)



亀山山頂のロープウェイ施設にて

第3ブロック バス研修会

広報委員 平田祐子

アサヒビール神奈川工場⇒修善寺温泉「新井旅館」⇒中伊豆ワイナリー⇒海産物買物へ

11月22日第3ブロックの日帰りバス研修が開催された。早朝、7時20分に集合場所である、杉並公会堂に会員・非会員総勢36名の参加者が一人の欠席もなく、集合。

行程は、アサヒビール神奈川工場⇒修善寺温泉「新井旅館」⇒中伊豆ワイナリー⇒海産物買物という盛沢山のスケジュールである。

まるで、酔っ払いツアー???しかし、そこは、法人会の研修旅行である。ブロック長のお計らいにより、アサヒビール工場に着くまでの数時間、参加者はしっかりビデオ研修を受ける事になる。

2本の研修ビデオ(セクハラ&パワハラ対策について)で学習し、そろそろ参加者に勉強疲れ(眠気?)がみえ始めた絶妙なタイミングでアサヒビール工場に到着。小一時間の見学とお上品な「試飲」を各位楽しんだ。その後、由緒正しき「新井旅館」にて懐石弁当

に舌鼓を打ち、思い思いに温泉に入るもよし、修善寺の町を散策するもよし、で、2時間半余りを過ごした。

次に、中伊豆ワイナリー(※ここは、SHIDAX社長志太勤一氏が私財を投入して作った本格的なワイナリー)⇒海産物センターと旅を(否!研修を)満喫し、帰路はお決まりの寅さんで締めくくりであった。随所で我々を迎えてくれた眩いばかりの紅葉が、短いこの旅を忘れられないものとしてくれた事は追筆すべき点であろう。



記念撮影

【参加者の声を紹介】

- ・研修旅行は当日まで任せていれば楽しめるので、助かる。社員旅行の一環としている。(村崎さん、会社経営者)
- ・工場の見学は、技術が発展していて勉強になった。(宮崎さん、一般参加者)
- ・新井旅館の全てを堪能した。(石澤さん、一般参加者)

第4ブロック 日帰り研修会

第19支部 大野木 潤

屋形船でスカイツリーを見ながらの研修会

11月21日11時半、浅草吾妻橋に集合して「釣庄のマイクロバス」で出発。お天気に恵まれ「634メートル世界一のスカイツリー」を真上に見、それを逆さに見る事が出来る十間橋を渡って、「おしなりくん商店街(町名の押上と平安の歌人在原業平をモチーフに商店街のネーミングにした)」を廻り源森橋に到着、ここから屋形船に乗り移り、船中での研修会と昼食会を開きました。

参加者23名、それぞれ自己紹介あり、たまたま法人会の研修に初参加の方が3社7人あって、船内では泰ブロック長より挨拶と今日の研修理由の説明を受けて、この会に出席の田中組織委員長、山下税制委員長よりそれぞれに委員会の現在までの経過報告、厚生事業委員の私から簡単な経過と、今後ボウリング大会、異業種交流会、日帰り旅行の開催をお知らせしました。

隅田川を下る船中での昼食会は、揚げたて

の天ぶらが中心で、ほどよく揺れる川波にいくつかの橋下を潜り抜けて、月島に架かる所でUターンし、屋形船は正面にスカイツリーを見ながら帰路に向かいます。浅草吾妻橋を渡った頃、珍しい光景に目を疑うシーンがありました。これは橋の東詰めフラムドールビルにスカイツリーが黄金色で映し出されています。2時半頃太陽が西にまわった時間帯に起きる光線

の反対現象でしょう。丁度太陽と時間の具合が、私たちの帰る船にマッチしたことで、写真の好材料となりました。

出発地「源森橋船着き場」に到着、徒歩「スカイツリータウン」で自由解散、参加の皆さんには楽しい研修会でした。



スカイツリーの前で記念撮影

確定申告のお知らせ

平成24年分の確定申告と納税の期限

- ◎ 所得税は、平成25年2月18日(月)から3月15日(金)まで
- ◎ 贈与税は、平成25年2月 1日(金)から3月15日(金)まで
- ◎ 個人事業者の消費税は、平成25年4月1日(月)まで

※ 2月24日と3月3日の日曜日は、確定申告書作成のアドバイス、申告書用紙の配付及び申告書の受付を行っております(その他の業務は行っていません。)



- ◎ 納税には振替納税をぜひご利用ください。

振替納付日 平成24年分所得税 平成25年4月22日(月)
 平成24年分個人事業者の消費税 平成25年4月24日(水)

パソコンによる所得税及び個人消費税等の確定申告書等作成のアドバイスを行う「確定申告センター」を西新宿に開設します。

- 開設期間 平成25年2月7日(木)～3月15日(金) (ただし、土、日曜及び祝日を除く。)
- 開設時間 9:00～17:00 (相談時間は9:15からとなります。)
- 開設場所 「アクアプラザ」新宿区西新宿6-5-1新宿アイランド地下1階 ※ お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます。

税理士会の無料申告相談

小規模納税者の方の所得税・消費税の確定申告

会 場	所 在 地	開 催 日	受付時間
久我山会館	久我山3-23-20	2月18日(月)～2月20日(水) 3月 1日(金)～3月 5日(火)	午前9時30分～11時30分 午後1時00分～3時30分 (ただし、土、日曜を除く。)
西荻南区民集会所	西荻南3-5-23	2月21日(木)、2月22日(金)	
井草地域区民センター	下井草5-7-22	2月25日(月)、2月26日(火)	
杉並区役所	阿佐谷南1-15-1	2月19日(火)～2月22日(金) 3月 4日(月)～3月 8日(金)	
東京税理士会荻窪支部	荻窪5-16-12 荻窪NKビル3階	2月18日(月)、2月19日(火) 2月25日(月)～3月 5日(火)	

(注1)譲渡所得や複雑な相談のある方はご遠慮ください。(注2)混雑状況により、受付を早めに締め切る場合がありますのでご了承ください。

(注3)各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

※ 各会場にお越しの際は、源泉徴収票・諸控除の証明書・印鑑・前年の申告書控・預貯金の口座番号のわかるもの(還付申告の方)等をご持参ください。

寄附金・義援金を支払った方へ ～確定申告書等作成コーナーをご利用ください!～

個人の方が義援金等を支出した場合には、確定申告を行うことで、所得税が軽減される場合があります。確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。

- ◎ 確定申告には寄附金の領収書や受領書が必要になります。
- ◎ 確定申告や寄附金控除に関する情報については、国税庁ホームページをご覧ください。
- ◎ 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力するだけで、税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

荻窪法人会会員の皆様へ

荻窪税務署

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い ～申告書の作成もできる国税庁ホームページの御案内～

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせが掲載されています。会社員の方でも確定申告をする方が数多くおられ、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」を御案内するものとなっています。

つきましては、御社の社員の皆様に次の方法で情報提供していただくよう御協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集ページ」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 給与所得者の皆様へのお知らせをダウンロード(7種類のファイルの中からお選びください。)
- ④ 回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

※ 上記③の「給与所得者の皆様へのお知らせ」には、「確定申告書等作成コーナー」のご案内など、次のような情報が記載されていますので、ダウンロードしていただき、社員の皆様への情報提供にご協力をお願いいたします。



e-Tax (国税電子申告・納税システム)を利用して所得税の確定申告をすると、こんないいことがあります。



- ① 最高3,000円の税額控除 (平成19年分から24年分の間で、いずれか1回)
- ② 添付書類の提出省略 (書類の提出又は提示を求められることがあります)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 24時間受付

※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

ブロック・委員会・部会からの報告

【研修会について】 荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】 法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を目指す活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】 ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

平成25年度新年賀詞交歓会

景気の持ち直しの期待感が出てきているが零細・中小企業にはその実感がない。それでも、法人会の会員は頑張っている。

12月25日に公益法人に認定する答申書が送付されました。4月1日を機に社団法人から公益社団法人荻窪法人会として生まれ変わります。

荻窪法人会と荻窪間税会共催の賀詞交歓会が17日に杉並公会堂グランサロンで行われました。五十嵐間税会会長の開会の言葉を皮切りに今年も賑やかな賀詞交歓会が挙行されました。お客様には小幡荻窪税務署長を始め各会より多くの方にご参会頂きました。経済復興の兆しがあるのかここ数年よりも活発な賀詞交換が行われた様子です。例年に比べ初参加の会員の姿も多く見られました。

小幡荻窪税務署長はあいさつで「巳年は復活、再生の意味があるのでアベノミックスと相まって明るく、元氣な年になれば税に対する理解も進むと考えています。法人会は公益社団法人元年になる、間税会はモデル事業としてその活動成果が求められる大切な年になる。税務署も応援をしていきたい」と発言されました。出席者数は151名。



あいさつする小竹会長

ブロック

BLOCK

第1ブロック 特別講演会

第1ブロック長 木山濃美

東日本大震災後の日本のエネルギー情勢

第1ブロック特別講演会は「東日本大震災後の日本のエネルギー情勢」と題して11月2日（金）6時から杉並区立科学館で岩間剛一 和光大学教授を講師に招いて講演が行われました。115名の参加をいただきました。神谷研修委員長の司会で始まり、ブロック長挨拶、講師のプロフィールの紹介と型通りの順序で講義が始まりました。皆さんが興味のある事と言えば身近な問題として電気料金の値上げが新聞テレビ等で報道されている通り東京電力に続き他の電力会社の値上げも報道されていますね。企業向け電気代は家庭より値上げ幅が多く沢山の電気代を使用している企業にとっては深刻問題かなと察します。又、企業の損益にもかかわる重要な事かと思えます。講師の説明項目が多種に渡り120項目と幅広く説明していただいた分と又、項目を絞って深く説明していただいた方が聴衆の方は両方に分かれるとは思いますが、日本のエネルギーは外国に依存し、又島国の為電力に関しては外国からの購入ができず、自力での発電になると言う事情があり難しい問題で簡単でない事がわかりました。これからも原発の問題もあり「原発、賛成、反対」と両方に分かれる所かと思えますが、原発を廃止して国民の負担を現状のままのエネルギーを供給できることができるのかと難しい課題は山積みされています。

明るい話題がない世の中ですがせめて、心だけは、前向きに明るく生きたいものです。



研修会の様子

ブロック

BLOCK

第3ブロック第4回秋の歩け歩け大会

広報委員 平田祐子

秋晴れのなか10数名の有志が集結

10月27日第3ブロック恒例の第4回秋の歩け歩け大会が開催された。当日は天候にも恵まれ、秋晴れのなか10数名の有志が9時半に杉並公会堂に結集し、同所から石神井公園までの約5キロを2時間で完走ならぬ完歩した。途中、妙正寺公園～井草森公園を経て、石神井公園へ。見慣れた景色ではあるが、車窓から眺めているのとは違い、自分の足をつかいて一歩一歩を歩くことで今まで見過ごしていた景色を知る。それは、杉並の隠れた歴史（ガイドブックにはない）を知る機会でもあった。ご褒美は、金木犀の香り。最高の自然からの差し入れだ。予定通り、11時半に石神井公園に到着。一同を待っていたのは、言うまでもなく、美味しい昼食。いささか寒空の下ではあったが、石神井公園の美しい池を前に車座になっていただく弁当は格別のお味であった。中には、春の桜のような「花」が無い！と嘆く方も数名ありましたが、よく見てください!!!四つも花が咲いていながら!!!それはともかく、この石神井公園は歴史も深いのはさることながら、Mr.Childrenの桜井和寿はここをジョギングしている時に、ダブルミリオンを記録した曲『Tomorrow never knows』の歌詞を思いついた、というエピソードがあるそうです。(by.ウィキペディア)

確かに、桜はありませんでしたが、それでも、5キロ弱を皆で歩き、とりとめのない話をしながら親交を深め、歩き、笑い、学び、たくさん食べて飲んだ！最高の天高く馬肥ゆる秋の一日であった。



参加した皆さん

ブロック

BLOCK

第5ブロック年末研修会

副ブロック長 小野瀬靖子

東信閣において

12月7日(金) 18時より東信閣において、第5ブロック年末研修会が開催されました。

直前に地震が有り、皆様お集まり頂けるか心配しましたが無事42名のご参加を頂きました。

始めに嶋ブロック長より、現在、第5ブロックが加入率1位である事、3月迄にさらに会員数を増やしましょう。との力強い挨拶が有り、小竹会長より、ビールを目の前にした皆様に気付かっの短いご挨拶、柴田副会長の乾杯のご発声とともに、なごやかに始まりました。

皆様ご歓談の中、新会員のはたの法律事務所様、(株)ノザキサービスコーポレーション様の紹介、各委員会報告の後、お待ちかねのビンゴ大会が広報委員中山さんの軽妙な司会のもとに始まりました。

小竹会長より時計、田辺副ブロック長より商品券、小張さんよりお米、野口さんよりみつ入りりんご等景品が次々と当たり、お腹も一杯になってきた頃、来年の運を占うゲームが始まりました。

司会の中山さんとじゃんけんをして勝った、選ばれた8名の方が挑んだのは、ワサビ入りのミニ最中みごと大当たりのお二人には、高橋副ブロック長が格安でご提供くださった宝石、1万円の商品券をお持ち帰り頂きました。

宴もたけなわ中、今回年末研修会担当の21支部役員と皆様で、一本締めをさせて頂き、お開きになりました。平成25年が皆様にとって良い1年でありますように。

ブロック

BLOCK

第5ブロックゴルフ大会(第7回)

副ブロック長 田辺一郎

雨雲を素っ飛ばし、太陽がサンサンと降り注ぐキラキラ天気!!

平成24年10月23日に第5ブロック恒例行事であります「第5ブロックゴルフ大会」を開催致しました。景気が悪いせいか、幹事が悪いせいか通年より少ない15名の参加となってしまいました。

また、前日の天気予報では「関東地方は台風の様な大雨にご注意下さい」です。やはり幹事が悪いのか・・・

幹事としては怪我をしてはいけないと思い、前日に「中止」を考えましたが、皆さん恒例行事と言う事もあり、また小竹会長、柴田副会長を含め皆さんのやる気満々さが伝わってきましたので「決行」と判断させて頂きました。

当日、どんよりした雲の下、集合時間前に全員ゴルフ場に集まりました。別の仲間が主催する伊豆地方でのゴルフコンペは、酷い雨で先程中止となったと言うほどです。

しかし、第5ブロックは熱い!嶋ブロック長の朝の挨拶で大会が始まりました。

一組目の嶋ブロック長、小竹会長、坂田前副会長皆さん、ナイスショット!続いて二組目の柴田副会長もナイスショット!三組目の平井副ブロック長もナイスショット!皆さん朝から凄いショットです。なぜこんなにも上手くなったのだろう・・・そんな疑問が頭に浮かぶ光景でした。

暫くするとやはり雨粒がポツポツと・・・「こりゃ直ぐに中止かな?」そんな会話が各組で交わされた事でしょう。

しかし第5ブロックは熱い!雨雲を素っ飛ばし、太陽がサンサンと降り注ぐキラキラ天気!! 終わってみたら皆さん汗びっしょり。天気にも恵まれたゴルフ日和でした。

ゴルフ成績は、嶋ブロック長が優勝、平井副ブロック長が準優勝、小竹会長が3位と言うドラマの様な成績。柴田副会長も7位でちゃんと賞品をもっていかれました。

皆さんのスコアは内緒です。皆さん朝のナイスショットからは想像を絶するスコアだったと、ご報告だけ致します。きっと、大雨予報で厚着をして来てしまったからだ、私は想像しております。

皆さん自宅に帰ると「ゴルフやったの?」と驚かれたそうです。

第5ブロックは熱い!運にも恵まれたブロックかも知れません。

厚生事業委員会

KOSEIJIGYO

第25回 異業種交流会

厚生事業委員 藤田佳寿子

大盛況の交流会で新しい交流が生まれる

平成24年11月8日(木)、厚生事業委員会主催による第25回異業種交流会が荻窪タウンセブン8階会議室にて行われました。今回も組織委員会と協力し非会員の皆様にもご案内し1社のご参加を頂きました。

岸岡委員長にあいさつをいただき、今回から5つのグループに分かれてのグループ交流会方式で開催いたしました。いままでのやり方と違ってそれぞれの企業がより身近になり活発・盛況な交流会になりました。

懇親会では、竹内副委員長の乾杯で始まり、普段接することの少ない様々な業種の方々とお会いし、直接名刺交換をしながら親睦を深められていた様子でした。和やかな雰囲気の中で、今まで知り得なかった会員同士がお互いに有意義な交流が続いていければと思っております。最後に藤田委員のご挨拶で散会となりました。

又、ご参加いただいた1社の非会員の皆様も、この機会に法人会にご入会頂きました。

今回は、平成25年2月に行われる予定です。今まで参加されたことのない会社、何度か参加されたことのある会社、業種・職種にかかわらず大歓迎ですので是非ご参加下さいますよう、厚生事業委員一同、心よりお待ちしております。



交流会の様子

組織委員会・厚生事業委員会共催 ボウリング大会

組織副委員長 石黒貞男

スポーツレクリエーションと法人会全体の交流による企画

組織委員会・厚生事業委員会共催にて荻窪のユアボールにてボウリング大会を行いました。今回の目的は、法人会でのスポーツレクリエーションと法人会全体の交流による企画として行う事といたしました。

夕方午後6時よりの開催でしたので、60名の参加予定でしたが、実際は、57名の参加になり、開始30分前には、大半の方の参加者が集合しており、今や遅しと成りましたが午後6時より15分だけの練習を行ってから、大会を開始、4人1組のチームで、行いますがチーム内にスペア・ストライクが出れば、歓喜の声が上がリ、2ゲームもあつという間に、終了して、表彰&懇親会会場になる東信閣へ移動、全員集合してから、小竹会長挨拶から始まり、保坂副会長の乾杯の音頭で、懇親会が始まり、途中で結果発表。最下位より発表しながら賞品を受け取り、10位から1位までの方には、挨拶をいただきました。

今回のボウリング大会は、通常参加されている会員以外の方が、多く参加されているので、今後の活動に、もっと参加いただけるような企画を考えていますが、今一度、皆様が参加できるイベント、活動にご協力をお願いいたします。商品を提供をいただきました、企業・団体には、大変感謝をしておりますとともに、今後のご協力・ご支援もよろしくお願い致します。

【賞品提供企業(順不同)】

東洋時計株式会社・株式会社井口鋳油・株式会社保坂彫刻工業所・ジーエスケイ株式会社・鳥羽建設株式会社・株式会社西部旭建築・株式会社ジャパンスポーツ・大同生命保険株式会社・AIU保険会社・アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)・東信閣(東信水産株式会社)・荻窪法人会第1ブロック



ボウリング大会の様子



表彰式の様子

社会貢献委員会チャリティーコンサート

社会貢献副委員長 織茂育代

心に響くフルートの名曲～金笛の色彩～

去る11月17日(土)、杉並公会堂小ホールに於いて心に響くフルートの名曲～金笛の色彩～と題し第12回荻窪法人会チャリティーコンサートが開催されました。

当日はあいにくの天候にもかかわらず大勢の観客の皆さまにお越しいただきました。

加藤委員長の開会のあいさつのとフルート演奏です。フルート奏者の白戸美帆さんは宮城県石巻市のご出身で、宮城学院女子大学音楽科を卒業後、フランスに留学なさいました。

そして、フランス国内、日本国内の数々のコンクールに参加し上位受賞をされています。第16回びわ湖国際フルートコンクールでは一般部門第1位を武者小路千家賞を受賞され現在活躍中です。

ピアノ伴奏は成田有花さんです。白戸さんのゴールドのフルートと成田さんのピアノは、調和のとれた本当に心に響くエレガントな演奏でした。

そしてチャリティーですが、当日ご参加の皆さまにご協力いただき集まった募金額は130,622円です。

本年も(財)日本盲導犬協会の飯田様から委員会に感謝状をいただきました。募金にご協力いただいた大勢の皆様方には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますが、盲導犬のフリル君と飼い主の浅野様が公会堂にいらしてくださいました。フリル君はハーネスを外すととても人懐こく、真っ黒な太いシッポをバタバタと降り表情豊かな賢い盲導犬でした。



上)演奏の様子 下)感謝状を受け取る加藤委員長

青年部会

SEINEN

全国大会の報告

青年部会 会計委員 野村浩嗣

全国青年の集い宮崎大会

平成24年11月1、2日の両日に宮崎県宮崎市において、全国青年の集い宮崎大会が開催されました。

当部会より、小笠原部会長をはじめ計8名参加しました。今年は新価値創造をスローガンに掲げて1日目は全国各地より選抜された11局連の代表による租税教育のプレゼンテーションが行われ小笠原部会長も勢力的に参加されていました。

大会終了後、当青年部会の会員同士の親睦をはかり宮崎の青島などを見学して帰京しました。

次回の全国大会は広島県で行われます。



参加者で記念撮影

青年部会

SEINEN

12月例会

青年部会 会計監査 成瀬雅人

『奇跡 なくした言葉が取り戻せた』と題して

12月例会では、西荻窪こけし屋において、出席者28人中、講師に沼尾ひろ子様をお迎えし『奇跡 なくした言葉が取り戻せた』と題して、沼尾さんの脳梗塞体験をまじえて健康と上手な話し方についてご講演いただきました。脳梗塞の四大原因が、タバコ、酒、肥満、睡眠不足と聞いて、あてはまる人ばかりで苦笑いながらも予防法が水を沢山とることや肥満に気をつけることなどお聞きし、楽しくも勉強になる時間を過ごしました。



講師の沼尾ひろ子さんと記念撮影

女性部会

JOSEI

税を考える会研修会

女性部会 幹事 大久保久子

研修「訟務ってなに？」

平成24年11月20日(火)午後5時～6時、法人会2階会議室において税を考える会研修会が開催されました。研修「訟務ってなに？」講師は小茄子川栄治荻窪税務署第1統括官です。森本学上席調査官にも出席していただきました。「今日は、税務訴訟に関して守秘義務に違反しない範囲で経験談をお話します。」とした上で、法務省へ出向されたときの思い出、中でも当時建物の20階にあった一般の方でも利用可能な食堂がとてもおいしくて景色も大変良かったこと、訴訟での「却下」と「棄却」の違い、国側の代理人としての法廷での体験談など、訟務という難しいテーマを分かり易く説明していただきました。最後に、小竹会長から「今日はお話を伺い、いろいろ勉強させていただきました。人生にとりまして、被告や原告という両方を裁判で経験しないに越したことはないです。」という挨拶で閉会となりました。



研修会の様子



講師の小茄子川第1統括官

女性部会

JOSEI

第14回 歩く会

女性部会 会計監査 三田恵子

明治天皇百年祭記念の神宮御苑へ

毎年恒例の歩く会、今年は若者の街、原宿、明治天皇百年祭記念の神宮御苑を計画しました。10月20日(土)小竹会長、保坂副会長、会員20名様と共に荻窪から原宿へ。この日は小春日和でお子さんたちと出会い、孫を見るように微笑ましい思いでした。集合写真の後、御苑内に入り、パワースポットの清正井を訪れ、ゆっくりと散策。都心の真ん中とは思えない豊かな森でリフレッシュした後、バリに本店を持つ、ル・プレヴェールで昼食。皆さん和気あいあい、交流を深めていただきました。自由解散後は何名かで、宝物殿内を見て帰りました。参加して下さった会員の皆様、お疲れ様でした。



参加者で記念撮影

SAKANAKUN

社団法人荻窪法人会 公益法人化記念講演

おしえて! さかなクン — 海と環境の話 —

平成25年2月27日(水)

午後6時開演(午後5時30分開場) 杉並公会堂 大ホール

入場無料

さかなクン、荻窪におよぐ



©2012 ANAN AND Tm

お申し込み

- 会員の方は荻窪法人会事務局へFAXでお申し込みください。
- 会員以外の方はお1人様・2枚まで申し込みができます。返信用封筒にお名前、住所をお書きの上、80円切手を貼り、必要枚数を明記同封して封書にて事務局までご送付ください。
- 整理券の発送は先着順とさせていただきます。尚、定員になり次第締切らせていただきます。
- 講演の詳細は荻窪法人会ホームページをご覧ください。

荻窪法人会事務局 〒167-0032 東京都杉並区天沼3-7-3

TEL : 03-3392-1338 FAX : 03-3391-8388 www.ogikubohojinkai.jp

主催：社団法人荻窪法人会 共催：西武信用金庫

後援：杉並区／杉並区教育委員会／東京商工会議所 杉並支部／杉並区商店会連合会

OGKUBO

やる気が出てきます!



従業員の退職金準備に



特定退職金共済制度

制度の 特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で振込み、退職金の支給は事業主に代って当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■ 制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます(但し、年齢14歳6ヵ月以上70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払い込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。但し、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。

お問い合わせ・資料請求は

- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

■ 退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を長期(支給期間:5年もしくは10年)にわたり、少しずつ受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金年額24万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■ 過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度として遡及できます。(新規加入事業所のみ適用)

〈東京都知事認可〉

財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館

TEL. (03)3357-1641(代) FAX. (03)3357-1642